

給付対象者データ作成のためのシステム構築及び運營業務

受託者は、追加給付対象世帯の抽出、申出書等の審査、申請内容の入力、口座振込データの作成、決定通知書等の印刷・発送、窓口、電話等での問い合わせ等の業務を、効率的かつ安全に遂行するためのシステムを構築、運用すること。

また、本システムに係る開発、運用のほか、本システムの開発、運用に当たり必要となるサーバ、端末、通信機器（LAN ケーブルを含む）、プリンタ等のハードウェア、ソフトウェアの調達や設置等に係る全ての費用等（委託業務終了後の撤去費用を含む。）については、受託者が負担すること。

なお、スケジュール、システム構築及びシステムの機能など、下記に示す事項についての詳細は本市と協議して決定する。

1 スケジュール

構築・運用・保守期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

2 システム構築等

(1) システム構築

対象世帯への支給が決定した申出については、速やかに支給する必要があることから、生活保護システムより抽出したデータをもとに、国から提供される計算ツール※を活用して追加支給額を計算できるシステム構築を行うとともに、振込データを迅速に作成できる体制を構築すること。

生活保護システムより抽出したデータ、追加支給の算定結果、支給日、問い合わせ内容等本事業にかかる進捗状況を、一元的に迅速かつ簡易に把握・管理できる環境を構築し、運用すること。事業終了後にシステムのデータを納品すること。

なお、現時点で想定されるデータ項目は「実施主体（区）、ケース番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、地区、地区担当者、事務進捗状況、追加支給額、支給日、メモ（問い合わせ内容など）、法 63 条返還金・法 78 条徴収金・遡及受給・停廃止など計算に影響を及ぼす特記事項及び期間」である。

※国から提供される計算ツールは、契約締結後に本市より提供する。なお、国から提供される計算ツールの入力データレイアウトについては、可変長 CSV、文字コード：Shift-JIS、ヘッダー：無、囲み文字：無となっている（カンマ記号は区切り文字であるため値において使用不可）。文字コードが Shift-JIS のため、文字化けする可能性があるため、正字に置き換える等の対応をすること。

(2) データの入出力

統計や市民向けの情報提供の基礎資料が必要となった場合は、随時、データの入出力、及び出力に係る抽出ツールの開発に応じること。

(3) その他

受託者は本業務の実施にあたり、他の業者と関連する作業がある場合には、相互に協力して作業の便宜と進捗を図ること。また、本契約に関連して他の業者と打ち合わせを行った場合は、その内容を速やかに本市に報告すること。

3 追加給付等の算定業務

算定に当たっては国から提供された計算ツールを用いることとなるが、入力に誤りがないか、計算に漏れがないか、ダブルチェックできているか等を含めて、随時確認を適切に行うこと。

(1) 保護受給中世帯

ア 生活保護システムからの抽出データ（CSV データ）、法 63 条返還金・法 78 条徴収金を受け取ること。

イ 抽出データ（CSV データ）を国から提供される計算ツールに読み込ませて世帯状況からの追加給付額案を作成すること。

※対象世帯ごとに支給額が異なるため、データ作成にあたっては、金額誤りが起こらないよう十分注意すること。

ウ 法 63 条返還金・法 78 条徴収金・遡及支給リストに該当があれば追加給付案に反映させ、最終的な追加給付額案を算定する。なお、修正箇所は分かるように色付けおよびメモを残す等の工夫をすること。

※一部世帯において本市職員による支給額の補正等を行う必要があることから、本市から提供する対象世帯一覧及び補正に関する資料（法 63 条及び法 78 条の理由一覧）をもとに、該当する世帯からの申出について本市へ連携し、本市から返却された補正情報をもとに修正し、支給対象データを作成すること。

エ 世帯ごとの最終的な追加給付額をまとめた進捗管理リストを作成すること。

オ 世帯ごとの入力済み計算ツール、進捗管理リスト（受給中世帯、及び整理加工後のデータを本市に提出する。提供時期・頻度等の詳細は契約締結後に本市と受託者双方で協議の上、決定すること。

カ 算定において疑義が生じた場合は、本市に個別に確認すること。

(2) 廃止世帯（オンライン申請を含む）

ア 廃止世帯からの申出受付開始は令和 8 年 8 月頃を予定している。

イ 廃止世帯については、世帯主、世帯員情報等を進捗管理リスト及び計算ツール等に入力し、世帯の基礎給付額を事前に準備すること。

ウ 廃止世帯の世帯主等から申出書及び挙証資料（以下、「申出書等」とする。）が

届いた場合、進捗管理リストに入力すること。

エ 廃止世帯の世帯主から届いた申出書等を精査し、給付対象に該当するかを確認すること。

オ 廃止世帯の該当可否及び追加支給額案の算定においては、支給データがある場合は、申出書等より支給データを優先すること。

カ 支給データがある場合は、保護受給中世帯と同様に最終的な追加給付額案を算定すること。

キ 支給データがない場合は、申出書等を精査し、対象期間に生活保護を受給していた場合、必要な情報を選択した上で、世帯ごとに算定に必要な情報を計算ツールに入力する。その後は、支給データがある場合と同様に取り扱うこと。

なお、申出及び追加給付額の算定に際して、不足資料があった場合については、申出者に提出を教示する。その上で、必要書類の不足や疑義が解消されない場合は、本市に個別に確認を依頼すること。

※対象世帯ごとに支給額が異なるため、データ作成にあたっては、金額誤りが起こらないよう十分注意すること。

ク 世帯ごとの最終的な追加給付額をまとめた「進捗管理リスト（廃止世帯）」を作成すること。

ケ 世帯ごとの入力済み計算ツール、進捗管理リスト（廃止世帯）、及び整理加工後のデータを本市に提出すること。

コ 申出書等を精査した結果、対象期間に生活保護を受給していない場合、本市に保護歴の再確認を依頼すること。

サ 本市による再確認の結果、申出権者（代理人含む）以外からの申出であった場合、及び申出があったものの本市における生活保護の受給歴がなかった場合は、当該申出者に対して不支給決定通知書を発送すること。

4 システムの機能

本システムは、本業務の一括管理が可能なものとし、原則として、以下の機能を備えていること。ただし、本仕様書を上回る仕組みが想定される場合には、積極的に本市に対して技術提案を行うこと。

- (1) 本市が提供するデータ（CSV データ または Excel 形式を想定）の取込機能を有し、関連情報を管理できること。
- (2) 追加給付対象世帯データベースの作成、更新機能（対象世帯ごとにお問い合わせ番号を付して管理すること。）を有すること。

※本市と受託者の双方が、構築されたシステムを用いて、対象世帯の申請状況や各工程の動向等の関連情報を登録・確認できること。

- (3) 保護廃止情報等を複数回取り込むことが想定されるため、取込回数ごとの情報の管理が可能であること。
- (4) 決定通知書等の印字のための機能を有すること。
- (5) 追加給付世帯情報や不備情報等の入力機能を有すること。
- (6) 審査判定（支給・不支給の決定通知の送付可否、保留）機能を有すること
- (7) 口座振込データの作成機能を有すること。
※誤払い・二重支払いを防止する策を講じること。
- (8) 対象世帯の検索・申請状況（申出書等の発送、受付、審査、振込等の進捗）管理機能を有すること。
- (9) お問い合わせ番号の管理機能を有すること
※システムを活用し、本市と受託者の双方が、問い合わせ対応等が迅速に行える画面構成とすること。
- (10) 返還対象世帯の抽出・管理機能を有すること。
- (11) 件数（処理、未処理、未申請等）抽出機能を有すること。
- (12) 窓口対応・コールセンター対応履歴の入力機能を有すること。
- (13) 秘匿する必要がある個人情報については、本市と受託者が許可する者とその他の者が閲覧する画面の表示項目を変えるなど、特別な取り扱いが可能な機能を有すること。
※その他、DV被害者の送付先情報等、特に注意が必要な対象者の情報が即座に判別できるようにフラグ等を設定する機能を有すること。
- (14) 本市職員に対し、本システムに係る仕様説明書の事前提出及び研修（レクチャー）を実施すること。

5 システムの運用等

(1) テスト

開発したシステムは必ずテストを行い、本番データの情報量に対して支障なく動作することを確認し、本市に報告したうえで運用を開始すること。

(2) マニュアルの整備

本市職員の利用を想定し、操作マニュアルを整備すること。

(3) 情報セキュリティ

システムの構築に当たっては、本市が要求する情報セキュリティ水準を満たすとともに、以下の対策を講じること。

ア アクセス制御

(ア) ユーザ認証

システムを利用する職員について、ユーザごとに ID を発行し、ユーザ ID 及びパスワードによる認証を行うこと。

(イ) 権限制御

ユーザの担当する業務及び役割等によって、ユーザごとにアクセス権限が設定でき、ユーザのアクセス権限に応じ、利用可能なシステムの機能、アクセス可能なデータの範囲、実施できるデータの操作等を制限する機能を有すること。

なお、詳細については、本市と協議のうえ、決定することとする。

(ウ) パスワード管理

- a パスワードは、英字（大文字・小文字）、数字、記号を組み合わせた 8 文字以上の文字列とし、いずれかの文字種を含まない文字列や 8 文字未満の文字列はパスワードに設定しないように従事員に通達すること。
- b パスワードは、ユーザ自身が任意のタイミングで変更でき、システム管理者において、パスワードの有効期間を設定できること。
- c パスワードを不正利用されないよう、ハッシュ化の技術を用いて保管するなど、適切に管理できること。

(エ) 不正ログインの防止

同一のユーザ ID によるログイン試行が 5 回失敗した場合は、当該ユーザ ID のアカウントロックが掛かること。なお、アカウントロックはシステム管理者が解除できることとする。

イ ログの取得

(ア) システムのアクセスログ、操作履歴、閲覧履歴、障害記録等、システムの利用状況及び処理状況を把握するために必要なログを取得すること。20 項目まで操作ログを保管

(イ) 取得したログは 1 年間保存し、必要に応じ調査、分析できること。

(ウ) 利用者の操作履歴は、オンライン処理により確認できること。

ウ バックアップの取得

詳細については、本市と協議のうえ決定する。

エ 不正プログラム対策

(ア) サーバ及びクライアントに、ウイルス対策ソフトを導入すること。

(イ) ウイルス対策ソフトは、常に最新のバージョンを利用するとともに、ウイルス対策ソフトの定義ファイルが更新された場合は、速やかに適用すること。

(ウ) スケジューリングにより、定期的にウイルススキャンを行うこと。

オ ぜい弱性対策

(ア) 導入するソフトウェアについては、修正プログラムやバージョンアップの提供等、開発元等のサポートがある信頼性の高い製品を利用すること。

(イ) 導入したソフトウェアにおけるぜい弱性の有無の確認を行うとともに、

ソフトウェアに係る修正プログラムが公開された場合は、システムへの影響、重要性等を検証のうえ、速やかに修正プログラムを適用すること。また、修正プログラムの適用状況については本市に報告すること。

カ その他

その他、建物、キャビネット等において、それぞれ万全なセキュリティ対策を講じること。

6 ハードウェア等

必要となる端末等のハードウェア及びOS並びにミドルウェア（各種設定等を含む。）等は、すべて受託者の負担により用意すること。また、ハードウェア等については、データ処理件数等に応じたスペックとすること。

7 ネットワーク構築

本システムを構成するサーバと端末等を接続する場合は、専用回線で接続するとともに、通信を暗号化する措置を講じる（IP-VPN回線を利用する）こと。また、無線による接続や外部との通信は行わないこと。

なお、ネットワーク構築に係る手続及び費用等はすべて受託者の負担とし、通信する情報量を考慮し、通信速度を確保するなど対策を講じること。

8 その他

受託者が用意したサーバ等の中にある本業務に関連するすべての情報の記録等については、委託契約期間終了後、受託者の責任において完全に消去し、廃棄処理を行った日時、担当者及び処理内容を記録した証明書等を提出すること。